

教員養成に係る組織について

1. 酪農学園大学教職課程委員会

教職センター及び教職課程の運営に係る事項を審議し、教職センターの業務の円滑な運営と本学における教職課程の充実を図るために設置しています。

- ・教職課程のカリキュラムに関する事項
- ・教職課程の教育・研究に関する事項
- ・教職課程の運営に関する事項
- ・教職センターの運営に関する事項
- ・その他、教職課程に関する事項

【構成員】

- (1)教職センター長
- (2)教職課程室長
- (3)教職に関する科目担当で、常勤の教授、准教授、講師及び助教のうち、教職課程室長が指名した教員 1 名
- (4)循環農学類、食と健康学類及び環境共生学類及び農環境情報学類から選出されて教員各1 名
- (5)教育センター教務課長
- (6)その他、委員長が必要と認めた者

2. 酪農学園大学教職センター

教職課程及び教員養成に係わる教育を充実させ、学生がもつ諸問題について相談・指導を行うことを目的として設置され、次に掲げる業務を行う。

- ・中学校教諭及び高等学校教諭普通免許状を取得しようとする学群・大学院生等の教育及び相談・指導に関する事項
- ・教職課程の編成並びに運営に関する事項
- ・教育実習及び介護等体験に関する事項
- ・教員免許状授与に関する事項
- ・教員養成に係わる各種講座の企画に関する事項
- ・教職に係わる資料の収集・情報提供に関する事項
- ・教職に係わる研究及び調査に関する事項
- ・教員免許状更新講習並びに現職教員の研修に関する事項
- ・教職センターの予算に関する事項
- ・その他、教職センターの目的達成のために必要な事項

【構成員】

- (1)教職センター長
- (2)教職課程室長
- (3)教職に関する科目を担当する教員
- (4)その他、学長が必要と認めた職員